著作物が写り込んでしまったらどうしたらいいの?

【物語編】

食堂。葵と直哉が談笑中。 そこに涼太がやってきて話しかける。

涼太「よ、お二人さん。」

葵「あれー、涼太先輩、どうしたんですか?」

涼太「ちょっといいかな?」

涼太、着席する。

涼太「実は、研究室紹介の動画を作ることになったんだ。でさ、手伝ってもらえないかな~と思って。」

直哉「そういうことですか。いいですよ!」

葵「もちろん、私も協力します~。」

涼太「ありがとうー、助かるよ。」

直哉「いま、どんな感じで進んでるんですか?」

涼太、PCを出して編集プロジェクトを開く。

涼太「まだ編集を始めたばかりなんだ。こないだ、研究室の仲間が作業してる様子を撮影してきたんだ。これなんだけど・・・」

直哉と葵、画面を覗き込む。

直哉「ふーん、プログラミングの様子ですか」

葵、ハッと気づいて。

葵「あれ? ちょっとストップ。先輩、このシーンって大丈夫なんですか?」

涼太「うん? どれ?」

葵、指差しながら。

葵「ここです。」

涼太「うん? このポスターのこと・・・あ、そうか!」

葵「はい、ポスターにキャラクターが使われてますよね。」

直哉「おー、気づかなかった! そのキャラクターの著作権ってことか!

涼太「しまった、迂闊だったなぁ・・・葵、よく気づいたね。」

直哉「ほんとほんと。普段はボケボケなのに・・・」

葵「えー、失礼しちゃう!これが本来の姿よ!!」

直哉「はいはい。で、このキャラの写り込みはどうすればいいの?」

葵「えっ?? いや、その、そこまでは分からない・・・」

直哉「うん、それでこそ普段の葵だな。」

直哉、笑う。

葵、照れ笑い。

涼太、苦笑。

涼太「いや、笑い事じゃないよー。これどうしたらいいんだろう。撮影し直した方が良いのかなあ。」

【解説編】

食堂。3人が困った顔をしている。

天の声・男性「写真や動画撮影の際、ロゴやキャラクター、有名人の写真などが写り込んでしまうことがあります。いたるところに看板や広告がありますからね。今回はポスターのキャラクターが写り込んでいたということですが、それが、違法ではないかということですね。」

涼太「はい。迂闊でした。この動画はウェブサイトにアップする予定なんですが、問題ないのでしょうか?」

天の声・男性「今回のようなポスターなどの著作物の写り込みについては、著作権を制限する『付随対象著作物の利用』に関する規定が適用されます。」

葵「付随対象・・・著作物の利用??」

天の声・男性「付随対象著作物とは、端的に言えば写真等著作物に写り込んでしまった別の著作物の ことを指すと考えて差し支えありません。

付随ですから、写り込んでしまった著作物を目的として撮影するのではなく、主たる被写体に付随して撮影する場合でなくてはなりません。今回の場合、作業している人物をメインに撮影していますので、付随対象著作物と考えられます。

もし、研究室のポスターを認識させることを目的としたシーンでしたら付随には当たらなくなります。」

涼太「そうなんですね。今回は作業者を中心にしたアングルにしてたから良かったー。 ホッとしました。付随対象著作物、覚えておきます!」

直哉「その、付随対象著作物の利用と認められるのはどんな場合なんですか?」

天の声・男性「はい、せっかくですから、そこに触れておきましょう。 写り込みの適法要件

- ・主たる被写体に付随して著作物が写り込んでいること
- ・写り込む著作物が軽微な構成部分にとどまること
- ・利用が正当な範囲内であること
- ・著作権者の利益を不当に害しないことし

葵「ふーん、けっこう抽象的ですね・・・」

天の声・女性「その辺りも含めて、中身を説明しますね。」

直哉「あ、女性になった。」

天の声・女性「よろしくお願いします。さて、まずは付随対象著作物が認められる場合について。著作権法の条文には、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為、とあります。

つまり、写真や動画撮影のほか、YouTubeの生配信などで写り込みが生じた場合にも適用されます。また、パソコン画面のスクリーンショットなども適用されます。|

直哉「ふーん、YouTubeの生配信などにも適用されるのかぁ。」

天の声・女性「はい。たとえば、街中で動画の撮影中に近くのお店から音楽が流れてきて、それが入り込んだ場合なども問題ないことになります。

もう少し具体的に言うと、創作性の認められる場面だけでなく、固定カメラでの撮影など創作性が認められない場面での写り込みも対象に含まれています。」

葵「さきほどの写り込みの適法要件の3つ目正当な範囲内とはどういうことでしょうか。 とても抽象的だな~と思いながら聞いてたんですけど・・・」

天の声・女性「正当な範囲内とは、写り込んだ著作物の利用による利益を得る目的の有無、写り込んだ著作物が果たす役割、分離困難性の程度等の要素に照らして判断します。

具体的には、経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込む等を防止するため、付随著作物の利用 による利益目的の有無等の様々な考慮要素に照らして評価されます。

たとえば、ネット配信で視聴者の興味を引くために有名キャラクターのフィギュアを意図的に大きく 写り込ませて撮影する行為は正当な範囲内とは認められないでしょう。|

葵「あぁ、そういうことですね。分かりました。」

天の声・女性「最後に、著作権者の利益を不当に害しないことについて説明します。

著作権者の利益を不当に害しないことというのは、写り込んだ著作物の種類及び用途や、利用の態様 に照らして判断します。

たとえば、写り込んだ著作物が非常に貴重な作品であった結果、写り込みであってもその利用が著作権者に経済的な打撃を与えたような場合は、著作権者の利益を不当に害した、と判断される可能性があります。

写り込んだ著作物の利用は、あくまで著作権者の利益を不当に害しない範囲で認められますので注意 を払う必要があります。

文化庁は著作物の「写り込み」について、著作権者の許諾が要らない例、必要な例を挙げています。 皆さんも、内容を確認してみてくださいね。」

直哉「ふんふん。じゃあ、撮影した写真や動画を実際に利用する場合には何か条件があるんですか?」

天の声・女性「付随対象著作物が含まれる写真等は方法を限定せずに利用することができます。ただし、これも著作権者の利益を害しない場合に限られます。」

涼太「今回は作業風景をメインに撮影したものだから、キャラクターの写り込みは問題がなく、研究室の紹介動画を公開しても良いということですね。」

天の声・女性「はい。問題ありません。|

涼太「良かったー。実は出てもらった人がさ、ちょっと怖い先輩なんだよね。撮り直しってなったら何言われるかヒヤヒヤしてたんだよ。」

直哉「良かったですねー。」

葵「結果的に勉強になりましたしね。気づいた私に感謝ですね」

3人、笑顔。